

青年部長、各組合、支部聯合、支那青年部長、組合員にして満二十九才以下、
して加入を申込みたる者を以て組織す。

任務

- 一、青年労働者の政治的、経済的特権地位の調査並に改善に關する事項、
- 二、青年労働者の教育指導に關する事項、
- 三、爭議、宣傳、組織その他に斗争のための動員に對して、応援、動員に關する事項、

婦人部

組織

婦人評議會、

婦人部長、各組合、支部聯合、支那聯合（支部聯合有き組合ナラハ）婦人部長を以て組織す

任務

- 一、婦人労働者の政治的、経済的特権地位の調査並に改善に關する事項、
- 二、婦人労働者の教育指導に關する事項、
- 三、他婦人団体との協力に關する事項、

辯論部

組織

辯論評議會、

辯論部長、各組合、支部聯合、支那聯合（支部聯合有き組合ナラハ）辯論部長を以て組織す

任務

- 一、弁論術の研究に關する事項、

二、弁論技巧の發達に關する事項、

三、雄辯大会、辯論講習會、その他、各種の組織並に指導、

四、組合主催の各種講習會及びそれに類するもの開催に參與、並に取極めに指導、

事業部

組織

事業部評議會、

事業部長、各組合、支部聯合、支那聯合（支部聯合有き組合ナラハ）事業部長を以て組織す

任務

- 一、消費組合に關する事項、
- 二、共済運動に關する事項、
- 三、相互金庫に關する事項、
- 四、犠牲者救済に關する事項、（第六）
- 五、協同組合との連絡に關する事項、

二、上の各部門の組織と任務は全口協同組合同様に地方針葉樹連合として、専門部の行動方

針葉樹連合の組織と任務は全口協同組合同様に地方針葉樹連合として、専門部の行動方
針葉樹連合の組織と任務は全口協同組合同様に地方針葉樹連合として、専門部の行動方
針葉樹連合の組織と任務は全口協同組合同様に地方針葉樹連合として、専門部の行動方